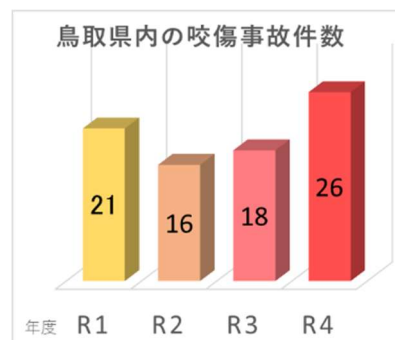


～飼い犬による咬傷事故を起こさないために～

咬傷(こうしょう)事故について

犬が人や飼い犬などを襲う事故(咬傷事故)が近年増加しています。
人のけがのほか、咬まれたペットの犬が死亡するなど、
重大な事故も発生しています。
事故が絶対に起こらないよう、十分な対策・措置をお願いします。



飼い主には、県動物愛護条例等の違反や損害賠償責任などの重い責任が生じます。
また、飼い主以外の方も、事故防止のため、犬に近づく際は注意してください。

飼い主の皆様へ

「自分の犬は咬まない」「今まで咬んだことがない」は、
保障にはなりません。日頃から注意することが重要です。

しつけ…飼い犬の本能・特性などを理解し、適正なしつけを行いましょ。

散歩…犬を制御できる人が行いましょう。人や他の犬とすれ違う時はリードを短く持つなど、
通行人に届かないようにしっかりと制御しましょう。
できるだけ人通りの少ない時間帯や場所を選ぶことが望まれます。

飼育方法…屋内で飼う場合、玄関や窓から犬が飛び出ないように、次の対策を行いましょ。

- ①柵を設ける
- ②来客時はサークルなどの囲いに入れる
- ③別室に犬を入れて扉を閉めてから玄関や窓の開閉を行う

屋外で飼う場合、犬をつなぐ首輪、鎖やリード、杭、留め具などが劣化していないか、
首輪が緩くなっていないかなど、定期的に確認してください。



犬を飼っていない方へ

犬の習性を知り、不用意に近づかないようにしましょ。

警戒心が強くナワバリを守る習性や、動くものを追いかける習性があります。

犬の近くで、急にかけだすのはやめましょ。

食事中は、手を出さないようにしましょ。

犬に触れたいときは、事前に飼い主の許可を得ましょ。



万が一、飼い犬が人を咬んだ時は

飼い主は速やかに①から③の措置を行い、直ちに最寄りの保健所へ連絡してください。

※「鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例」により、保健所への報告と①から③の措置が義務付けられています。

- ①事故による怪我への応急処置
- ②新たな事故が発生しないような防止措置
- ③加害犬を直ちに動物病院で検診させ、狂犬病の疑いの有無を確認

<お問合せ先>

○県内保健所

東部地区	鳥取市保健所 (鳥取市富安二丁目 138-4)	【電話】0857-30-8551
中部地区	中部総合事務所倉吉保健所 (倉吉市東巖城町 2)	【電話】0858-23-3149
西部地区	西部総合事務所米子保健所 (米子市糀町 1 丁目 160)	【電話】0859-31-9320

○鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課 くらしの安全担当
【住所】鳥取市東町 1 丁目 220 【電話】0857-26-7877